

製 品 安 全 デ 一 タ シ 一 ト

平成 5年10月 5日作成
平成21年 1月10日更新

1. 製造者情報

【会社名】株式会社 オーデック

【住所】東京都大田区東馬込2-19-10第7下川ビル

【担当部門】エアゾール製品担当部

【電話番号】03-3774-5259 【FAX番号】03-3776-0881

【緊急連絡先】03-3774-5259 / 03-3771-6803

2. 製品名 ラストン

3. 製品仕様 エアゾール

4. 物質の特定

【单一製品・混合物の区別】 混合物

【化学名】潤滑油基油、液化石油ガス(LPG)の混合物

【含有量】潤滑油基油 > 37%, 潤滑油添加剤 < 13%, 液化石油ガス > 50%

【化学式又は構造式】(潤滑油基油)構造不明

【官報公示整理番号】(潤滑油基油)化審法: 9-1692 安衛法: 12-131 (液化石油ガス)化審法: 対象外
又は9-1697

【C A S】64742-47-8 (基油)

【国連分類】(潤滑油基油)適用外 (液化石油ガス)クラス2(引火性液体)

【国連番号】(潤滑油基油)適用外 (液化石油ガス)1075

5. 危険・有害性の分類

【分類の名称】引火性液体及び高圧ガス

【危険性】火災・爆発性 原料は引火性を有する液体であり、噴射剤に使用している液化石油ガスは容易に爆発する。又、液化石油ガスは空気より重いため、低所に滞留する。

【有害性・環境影響】有用な情報なし

6. 応急措置

【皮膚に付いた場合】石けん水で十分に洗浄し、皮膚調整用クリームを塗布する。

【目に入った場合】直ちに清浄水で15分以上洗眼し、もし刺激が残っていれば医師の診断を受ける。

【吸入した場合】風通しの良い場所に移動し、新鮮な空気を吸わせる。

【誤飲した場合】無理に吐かせずに、速やかに医師の診断を受ける。

7. 火災時の措置

【消火方法】初期の火災には炭酸ガス、粉末などを用いる。水の使用は火災を拡大し危険な場合がある。大規模火災には泡消火剤を用いる。

【消火剤】霧状の強化液、泡、炭酸ガス、粉末

8. 漏洩時の措置

【陸上の場合】 多量の場合は土のうなどで流出を防ぎ、防爆ポンプで吸収する。少量の場合は吸着マットなどで吸収する。

【海上の場合】 オイルフェンスを展張して拡散を防止し、吸着マットなどで吸収する。薬剤を用いる場合は運輸省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

9. 取扱及び保管上の注意

【取扱】 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。

炎、火花、高温体との接近を避け、みだりに蒸気を発生させないこと。

常温で取扱うものとし、その際、水分、キヨウ雑物の混入に注意する。

静電気が発生する恐れのある設備には、蓄積する静電気を除去する設備を設けること。

石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい、そのため換気及び火気などへの注意が必要である。

危険物が残存している機械設備などを修理する場合は安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。(同上第24条)

使用時における関係法規 ◎消防法(第10、13、条など)

◎危険物の規制に関する政令(第24、27条など)

【保管】 直射日光を避け、温度が40℃以上にならない場所に保管すること。

酸化性物質、有機過酸化物などと同一場所に置かない。

保管時における関係法規 ◎消防法(第9条3、第10条など)

◎危険物の規制に関する政令(第24、25、26条など)

◎危険物の規制に関する規則(第39条など)

10. 暴露防止措置

【管理濃度】 規定なし (作業環境評価基準:労働省告示第79号、昭和63年、9、1) —

【許容濃度】 日本産業衛生学会(1990年度版) 3mg/m³(鉱油ミスト)

A C G I H(1990~1991年度版) 5mg/m³(oil mist, mineral)

【設備対策】 法で定められたものはない

【保護具】 呼吸用保護具: 必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を使用する。

保護眼鏡: 必要に応じて保護眼鏡を使用する。

保護手袋: 必要に応じて耐油性ゴム手袋を使用する。

保護衣: 必要に応じて保護前掛けを使用する。

その他: 導電性安全靴

11. 物理／化学的性質

【外観】 淡褐色透明液体 **【臭い】** 鉱物臭 **【比重】** 0.825(15/4°C)*原液として **【引火点】** 90°C*原液

【発火点】 データなし **【沸点】** データなし **【融点】** 適用外 **【揮発性】** なし*原液 **【蒸気圧】** データなし

【初留点】 データなし **【溶解度】** 水に不溶 **【エゾール缶の製品圧力】** 4.0±0.5kg/m³(25°C)

12. 危険性情報

【原液】 引火点： 90 °C 発火点： 測定データなし
 爆発限界(上限)： 測定データなし (下限)： 測定データなし
 可燃性： あり 発火性(自然発火性、水との反応性)： なし
 酸化性： なし
 自己反応性・爆発性： なし 粉じん爆発性： 適用外
 安定性： 良 反応性： なし
 その他： 有用な情報なし

【噴射剤】 引火点： -104.4°C 発火点： 460～550 °C
 爆発限界(上限)： 9.5% (下限)： 2.2%
 可燃性： あり 発火性(自然発火性、水との反応性)： なし
 酸化性： なし
 自己反応性・爆発性： なし 粉じん爆発性： なし
 安定性： 良 反応性： なし

13. 有害性情報(人についての症例、疫学的情報を含む)

【皮膚腐食性】 なし	【刺激性】 (皮膚、眼) あり
【感作性】 なし	【急性毒性】 測定データなし
【亜急性毒性】 測定データなし	【慢性毒性】 測定データなし
【がん原性】 測定データなし	【変異原性】 (微生物、染色体異常) 測定データなし
【生殖毒性】 測定データなし	【催奇形性】 測定データなし
【その他(水と反応して有害なガスを発生する等を含む)】 有用な情報なし	

14. 環境影響情報

【分解性】 測定データなし
 【蓄積性】 測定データなし
 【魚毒性】 測定データなし

15. 廃棄上の注意

事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

投棄禁止(法第16条、政令第7条の4)

廃油の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、下記の物質が総理府令で定めた基準以下であることを確認しなければならない。銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、ふっ化物、アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、ひ素又はその化合物、六価クロム化合物、有機りん化合物、鉛又はその化合物、カドミウム又はその化合物、シアン化合物、P C B (政令第6条、総理府令)

燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼又は爆発によって他に危害または損害を及ぼすおそれのない方法で行うとともに、見張り人をつけること。(危険物の規制)
 エアゾール缶としては、使いきって捨てる。

- 廃棄時における関係法規
- ⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第2, 3, 10, 12, 16条など)
 - ⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(第1, 6, 7条など)
 - ⑦危険物の規制に関する政令(第27条など)
 - ⑧金属等を含む産業廃棄物に係わる判定基準を定める総理府令

16. 輸送上の注意

容器が著しく摩擦又は動搖を起こさないように運搬すること。(政令第30条)

指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、自治省令で定めるところにより、当該車両に標識を掲げること。またこの場合、当該危険物に該当する消防設備を備えること。(政令第30条)

混載を避けるべき物品

危険物の規制に関する規則 第46条〈危険物と混載を禁止される物品〉参照

- 運搬時における関係法規
- ⑨消防法(第16条ほか)、危険物の規制に関する政令(第28, 29条など)
 - ⑩危険物の規制に関する規則(第41, 42, 43, 44条など)

17. 適用法令

労働安全衛生法 :

—

消防法 : 危険物第4類第3石油類 *原液について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 :

海洋汚染防止法 :

油

高圧ガス取締り法 :

第2条(液化ガス) 一般高圧ガス保安規則第2条

P R T R 法 :

該当せず

18. その他

文献 : • 危険物データブック: 消防庁警防研究会(昭和63年)

- Handbook of Toxic and Hazardous chemicals and Carcinogens, second edition Noyes Publications(1985)
- 産業中毒便覧
- Registry of toxic effects of chemical substances, NIOSH(1983)
- 化学物質の発癌・変異原性データ集(昭和58年)
- IARC Monographs on the Evaluation of Carcinogenic Risk of Chemicals to Humans, Supplement 7
- 12093の化学商品: 化学工業日報社発行

記載内容の問い合わせ先 : 化成品課 T E L : 03-5718-7425

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者に提供されるものです。

取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取り扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願い申し上げます。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。